

令和6年5月9日

内閣府特命担当大臣 加藤 鮎子 様
(こども政策、少子化対策、若者活躍、男女共同参画)
法務大臣 小泉 龍司 様

埼玉県知事 大野 元裕

性的マイノリティに対する支援に係る要望

埼玉県における性の多様性施策の推進につきまして、日頃より格段の御指導及び御協力を賜り深くお礼申し上げます。

埼玉県では令和4年7月に「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」を施行し、性的マイノリティの抱える生きづらさや社会的不利益を解消するため、性の多様性に関する理解の増進、相談体制の整備、暮らしやすい環境づくりの3本柱で施策を進めています。

例えば、県の制度や手続きにおいて事実婚を対象としている場合に、同性パートナーも同様に扱うことが可能かを検討し、県営住宅の入居者資格など制度等の見直しを行ってきたところです。

しかし、根拠が法律に基づくものは見直しができず、自治体の取組だけでは限界があります。

パートナーシップ制度のような婚姻に類する制度は、戸籍と同様、国の制度として基礎自治体に委託すべき事務と考えますが、令和6年3月14日の札幌高等裁判所の同性婚訴訟に係る判決において、憲法第24条第1項は「同性間の婚姻についても、異性間の婚姻と同程度に保証する趣旨」と初めて踏み込んだ判断が示されました。

さらに、令和6年3月26日の最高裁判所の犯罪被害者給付金に係る判決において、「被害者と同性の者は、『事実上婚姻関係と同様の事情にあった者』に該当すると解する」との判断が示されました。

これらの判決の趣旨を踏まえ、同性パートナーが異性婚と比べて不利益を被ることのないよう、国において早急に真摯な議論と対応を行い統一的な見解を示すべきと考えます。

また、性的マイノリティは、性的マイノリティ以外と比べ、孤立感あるいは自己否定感が強い状況にあり、令和2年度に県が実施した「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」の結果では、「死ねたらと思った、または自死

の可能性を考えた」といった経験がある割合は6割を超えており、命に関わる困難を抱えております。

性的マイノリティの多くは、周囲からの差別や偏見を恐れ、当事者であることを隠して生活しており、性の多様性に関する国民の理解増進が求められています。

つきましては、下記のとおり、要望いたします。

記

- 1 昨今の判決で示された「同性婚について異性婚と同じ婚姻制度を適用することを含め、早急に真摯な議論をすること」等を踏まえ、国は同性パートナーが異性婚と比べて不利益を被ることがないように、同性パートナーの権利や身分に関する制度について、早急に真摯な議論と対応を行うこと
- 2 性的マイノリティへの偏見や差別をなくすため、性の多様性に関する国民の理解増進を図ること